

亘理町入札制度改革 (案)

実施計画書

平成28年12月

宮城県亘理町

1) 厳正なる入札会の執行

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
チェック体制強化	実施		
入札手順書作成	実施		
研修会実施	実施		

◆入札会の執行

今後再開する入札会については、宮城県からの指導をいただくとともに、立ち会う職員の人数を増やし、チェック体制を強化することで厳正に執行します。

また、入札会に立ち会ってもらうために宮城県職員の派遣要請を行い、本町の入札再開に協力をお願いします。

◆入札実施手順書や不祥事防止対策マニュアルの作成

入札及び契約締結における事務について、再度見直しを行い、入札実施手順書を直ちに作成し、再開される入札会を厳正に執行します。また、不祥事防止対策マニュアルの作成に向け、平成 29 年 2 月に開催される研修会に担当職員を派遣します。

《研修会の内容》

研 修 内 容：職場管理の基本と危機管理、危機管理の対象としての「コンプライアンス・リスク」、不祥事発生メカニズム、対策マニュアル作成

実 施 予 定 日：平成 29 年 2 月 9 日から 2 月 10 日

受 講 対 象 職 員：担当職員

◆職員研修会の開催

入札談合について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、公正取引委員会より講師を派遣していただき、入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）・独占禁止法に関する研修会を実施します。


《研修会の内容》

研 修 内 容：入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法

実 施 予 定 日：平成 29 年 1 月下旬から平成 29 年 2 月上旬

受 講 対 象 職 員：全職員（幹部職員、技術職、事務職それぞれの対象ごとに予定）

2) 談合等の不正行為に対する職員の関与の防止の徹底

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
亘理町入札監視委員会設置	条例等制定	実施	

◆亘理町入札監視委員会の設置

入札及び契約の透明性を確保するため、中立・公正の立場で客観的に審査等を適切に行うことができる学識経験者等の第三者による監視を受けるために第三者機関を設置します。

一般競争入札参加資格の設定や確認、指名競争入札に係る指名の経緯等について定期的に報告をし、その内容の審査及び意見等をいただきます。

・設置及び運営に関する条例等の制定

平成 29 年 4 月から施行できるよう亘理町入札監視委員会設置条例等を制定します。

また、委員の選任に当たっては、より幅広い視点からの調査及び審議を受けることで、入札及び契約の透明性の向上等を図るため、様々な分野の学識経験者（弁護士、公認会計士、大学教授等）をバランスよく選任します。

なお、中立・公正の立場である者を選任するにあたり、亘理町入札参加資格登録のある者と密接な関係にある者を選任することができないものとします。

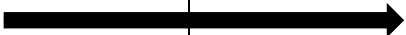
・開催頻度及び審議内容

開催時期については、年 2 回程度（7 月・2 月）とし、その会議資料や議事録については町ホームページにより公表します。

また、一般競争入札や指名競争入札、随意契約の中から委員が無作為に抽出したものを、その入札及び契約の内容について審議していただきます。

このほかにも、指名停止状況や談合情報の報告、入札制度改革への意見をいただきます。

3) 予定価格の事前公表

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予定価格の事前公表	実施		

◆予定価格の事前公表の実施

職員に対し予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果、入札及び契約の透明性を確保するといった目的、さらには官製談合を防ぐ観点から、建設工事に関する予定価格を事前に公表するための要綱を制定し、今後再開する入札会から実施します。


・ 予定価格とは

工事等を発注する際に適切な価格で落札されるように、あらかじめ落札可能な金額の上限を予定価格として設定しています。

・ 予定価格の事前公表によるメリット

予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから地域の実情などに応じて各自治体の判断で実施しており、官製談合などを防ぐ観点からは大きなメリットがあります。

4) 入札会の傍聴

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入札会の傍聴	規則制定	実施	

◆入札会傍聴の実施

今回の問題で、町民の信頼を大きく損なったことを受け、入札に対する透明性を高め、公正な入札執行を図るために入札会の傍聴を平成 29 年 4 月から実施します。

町民の信頼回復に努めるとともに、今後二度とこのようなことの無いよう、談合に対する抑止力を高めます。

・ 入札傍聴規則の制定

平成 29 年 4 月からの施行に向け、関係規則の整備を進めます。

なお、実施に当たっては、町ホームページ等で日時や定員といった内容を公表します。

5) 電子入札システムや総合評価落札方式等の新たな入札方式の導入

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
電子入札システム導入	調査検討		
総合評価落札方式導入	調査検討		

※可能な限り実施に向け、調査検討を行います。

◆電子入札システムの導入

電子入札システムとは、インターネットを利用して入札を執行するシステムです。インターネットを利用することで、入札参加者が一堂に会する機会が減少することから、不正防止に効果があります。

しかしながら、システムを構築するためにはコストも掛かりますので、宮城県や他市町のシステム内容や導入事例等を参考にしながら、今後検討します。


◆総合評価落札方式

総合評価方式とは、工事における入札で、価格だけで評価していた落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する入札方式です。

実施に当たっては、評価項目等の設定が必要であり、事業課等と十分協議をし、検討します。

なお、この他にも宮城県や他市町で実施している入札方式等を参考に、新たな入札方式の導入も調査研究します。

6) 不落随意契約の適用の厳正化

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不落随意契約の原則廃止	実施		

◆不落随意契約基準の制定


地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に基づき、再度の入札公告又は指名替えにより、新たに入札を行うための時間的余裕がないと判断したときに限り、最低価格の入札者から見積書を徴収し、随意契約を行っていましたが、今後再開する入札会から原則廃止します。

ただし、最低価格と予定価格の差額が、不落随意契約基準の範囲内であった場合、1 回に限り最低価格者から見積り徴収をできることとします。

・不落随意契約基準

予定価格（税抜き）	基準率
5,000 千円以下	予定価格の 3%
5,000 千円を超え 10,000 千円以下	〃 2.8%
10,000 千円を超え 20,000 千円以下	〃 2.5%
20,000 千円を超え 30,000 千円以下	〃 2.0%
30,000 千円を超え 50,000 千円以下	〃 1.8%
50,000 千円を超え 100,000 千円以下	〃 1.5%
100,000 千円を超えるもの	〃 1.0%
	最高 2,000 千円

7) 亶理町建設工事入札参加業者指名停止要領の見直し

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
指名停止要領の改正	要領改正	実施	

◆建設工事入札参加業者指名停止

「不正又は不誠実な行為を犯した業者」に対する指名停止の期間については、宮城県が発表する指名停止情報などを参考に、亶理町契約業者指名委員会において、亶理町建設工事入札参加業者指名停止要領に基づき審議し、その処分を決定しています。

このたびの件に係る業者に対する指名停止期間は、要領に規定される最長期間となる 9 か月に対し、今回の件が極めて悪質であったことから、特例措置を適用し、期間をその 2 倍とし、現在の要領における最長期間となる 18 か月の指名停止処分としています。

・亶理町建設工事入札参加業者指名停止要領の改正

今回の件を踏まえ、不正を行った業者に対し厳正に対処するため、競争入札妨害又は談合等に係る措置要件の追加や、情状に応じて適切な期間が設定できるよう要領を改正して、平成 29 年 4 月より施行します。

8) 指名競争入札参加者指名基準の制定

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
指名基準の制定	基準制定	実施	
条件付一般競争入札要綱の改正	要綱改正	実施	

※平成 28 年度の暫定措置として、工事の指名競争入札については、必ず町外業者 2 者以上を含めて指名することとします。

◆建設工事等指名競争入札参加者指名基準の制定

これまでは、町内業者の育成という観点や地域への貢献度(雇用、納税、地域活動、災害対応等)を考慮し、町内業者を優先的に指名してきた経緯がありましたが、今回のような問題が発生したことから、指名競争入札参加者指名基準を制定し、平成 29 年 4 月より町外業者も含め、よりの確で透明性のある入札参加者の指名に努めます。

◆亘理町条件付一般競争入札実施要綱の改正

本町における条件付一般競争入札については、設計金額 5,000 万円以上の建設工事となっておりますが、平成 29 年 4 月より条件付一般競争入札に関する設計金額を 1,000 万円以上に拡大して実施します。

なお、地域要件の拡大については、今後再開する条件付一般競争入札から実施します。